

さんだシティカードからマイナンバーカードへ

1/15
スタート

マイナンバーカードへの乗り換えを職員がお手伝い

- 写真の無料撮影
- マイナンバーカードの申請をお手伝い

日時＝平日 9 時～ 17 時
 場所＝ 3 号庁舎 3 階マイナンバーカード交付臨時窓口
 持ち物＝

- ①本人確認書類
 1 点でいいもの…顔写真付きの公的機関発行の書類(運転免許証・パスポートなど)
 2 点必要なもの…「名前・生年月日」または「名前・住所」が記載された書類(健康保険証・年金手帳など)
 - ②通知カード
- ※原則予約制のため、事前に市民課個人番号カード交付担当(559-5106)へ連絡してください。



乗り換えましょう!

証明書自動交付機は、老朽化のため 10 月 31 日でサービスを終了します

マイナンバーカードへ早目の乗り換えをお勧めします。



マイナンバーカードはこんなに便利!

■コンビニで証明書が取れる!

どこでも!

全国のコンビニエンスストアで住民票、印鑑登録証明書、所得・課税証明書が取れます。
 ※マルチコピー機設置店舗に限る

お得に!

窓口や自動交付機より 100 円安く、1 通 200 円で証明書を取得できます。

早朝・夜間・休日でも!

毎日 6 時 30 分から 23 時まで稼働
 ※ 12 月 29 日～1 月 3 日とシステムメンテナンス日を除く

■他にもいいこと!

- ・発行は無料
- ・顔写真付きの本人確認書類として利用できます



マイナンバーカードの申請方法はいろいろ♪

- ①郵送
- ②スマートフォン
- ③パソコン
- ④マイナンバーカード申請機能付証明写真発行機

詳細は、マイナンバーカード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/> を見るか、マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 に電話してください。



平日にカードが受け取れない人は・・・

第 2 日曜の休日開庁日に、3 号庁舎 3 階マイナンバーカード交付臨時窓口へお越しください。(予約優先)



募集 市嘱託員

【生活保護就労支援員】

募集人数＝1 人
 業務内容＝生活保護世帯などの就労支援に関する業務
 要件＝普通自動車運転免許を持ち、パソコン(エクセル・ワードなど)の基本操作ができ、次の全てを満たす人
 ①昭和 28 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ②社会福祉主事任用資格がある人 ③行政機関、福祉施設、医療機関等で就労相談業務経験がある人、またはこれらに準ずる経験などがあると認められる人
 勤務場所＝市役所福祉総務課
 勤務時間＝週 4 日勤務 9 時～ 17 時
 報酬(29 年度実績)＝月額 174,000 円(交通費別途支給)
 任用期間＝平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日(更新の可能性あり)
 選考方法＝書類選考および面接(面接は 2 月中に実施予定。別途連絡)
 提出書類＝(1)履歴書および職務経歴書
 (2)社会福祉主事任用資格の有無が確認できる次のいずれかのコピー 1 通
 ・厚生労働大臣の指定する養成機関または講習会の課程を修了した証明書
 ・社会福祉士または精神保健福祉士の資格証
 ・厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、大学等において 3 科目以上履修し、卒業したことがわかるもの(学業成績証明書等など)
 申し込み・問い合わせ＝1 月 31 日 17 時 30 分必着、提出書類を持参または郵送で、〒669-1595 三輪 2-1-1 市役所本庁舎 1 階福祉総務課(559-5074 FAX 562-1294) ※提出書類は返却しません

【障害者訪問調査員】

募集人数＝1 人
 業務内容＝障害支援区分認定申請に係る利用者などとの面談業務(日常生活動作の状況把握、その他障害支援区分認定に必要な調査を行い、障害福祉サービス利用の決定を行う業務)および関連する事務処理業務
 要件＝普通自動車運転免許を持ち、パソコン(エクセル・ワードなど)の基本操作ができ、次の全てを満たす人
 ①昭和 28 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ②社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員のいずれかの資格がある人 ③福祉に関する専門的な能力・経験を行政分野で発揮できる人 ④地方公務員法第 16 条(欠格条項)の各号のいずれにも該当しない人
 勤務場所＝市役所障害福祉課
 勤務時間＝週 4 日勤務 9 時～ 17 時
 報酬(29 年度実績)＝月額 166,100 円(交通費別途支給)
 任用期間＝平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日(更新の可能性あり)
 選考方法＝書類選考および面接(面接は 2 月中に実施予定。別途連絡)
 提出書類＝(1)履歴書および職務経歴書
 (2)要件②の資格を有することを証明する免許等の写し
 申し込み・問い合わせ＝1 月 31 日 17 時 30 分必着、提出書類を持参または郵送で、〒669-1595 三輪 2-1-1 市役所本庁舎 1 階障害福祉課(559-5075 FAX 562-1294) ※提出書類は返却しません

30 年度から国民健康保険制度が変わります!

国民健康保険制度は、これまで、市町単位で運営してきましたが、27 年 5 月の法律改正により、30 年度からは全国的に県と市町が共同保険者となって一体的に運営することになります。

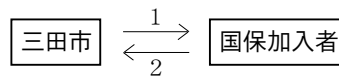
【注意点】 現在国保に加入している人は、制度の変更により改めて手続きを行う必要はありません。今後の手続き窓口も市のみで変更ありません。

◆なぜ、国保制度の見直しが必要なの?

- ・国保は、他の健保組合などと比べると、加入者の年齢構成が高いため医療費が高く、年金受給者が多いことから所得水準が低く、保険料負担が重いといった構造的な問題を抱えています。
 - ・国保を安定的に運営するためには一定の規模が必要ですが、現行の市町国保では、財政運営が不安定になる小規模保険者が多い状況です。そのため、今のままでは国保制度を維持できなくなる恐れがあります。
- ⇒こうした理由から、財政運営を都道府県単位に拡大することで国民皆保険の要である国保の基盤を強化し、安定した制度として次の世代に引き継げるようにします。

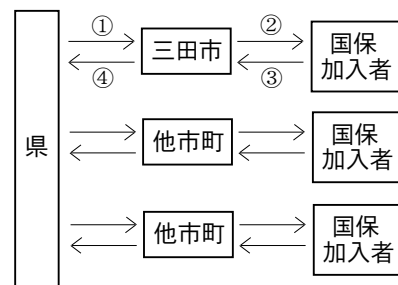
◆今後の保険料はこのように決まります<制度の仕組み>

【これまでの制度】



- 1 市は、国保加入者の医療費などの必要な費用を見込み、保険税率を設定します。
- 2 国保加入者の皆さんが納める国民健康保険税で、市は国保事業を運営します。

【制度改正後】



- ①県は、県全体の医療費などの必要な費用を見込み、各市の加入者数などの状況に応じて費用を各市へ配分し、国保事業費納付金として市へ提示します。
- ②市は、提示された納付額を納めることができる保険税率を設定します。
- ③②で設定した税額を国保加入者の皆さんが国民健康保険税として納めます。
- ④市は、国保加入者の皆さんが納付した国民健康保険税を県に国保事業費納付金として納付します。

今回の制度改革は、医療費が増加傾向にある中、国保制度を継続させるため、これまで市町単位で運営してきた仕組みを県全体で支え合う仕組みになっています。また今後、兵庫県では市町間の格差を縮小しながら、将来的には県内の統一保険税を目指しています。

これを受けて、新制度のルールにより新たに 30 年度以降の保険税率の見直しを行っていきます。見直しの内容については今後、三田市議会の審議を受けて、決まり次第お知らせします。

問い合わせ＝国保医療課資格収納係(559-5050 FAX 559-2636)